

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する 国民健康保険料における猶予制度ほか

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納付義務者がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、国保健康課にご相談ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) 事業を廃止し、又は休止した場合

納付義務者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース3) 事業に著しい損失を受けた場合

納付義務者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

保険料の減免

- 新型コロナウイルス感染症の影響や災害等特別な事情により納付が困難な場合には、納期限前であれば申請により保険料の減免が受けられる場合がありますので、国保健康課にご相談ください。

返子市福祉部国保健康課 電話:046-873-1111(代)